

平成20年1月以降の番号単価の算定について

社団法人電気通信事業者協会（総務大臣指定 基礎的電気通信支援役務機関）では、電気通信事業法第109条第1項及び110条第2項に基づく所要の手続きを行うため、平成19年10月1日開催の支援業務諮問委員会の答申を受け、平成20年1月以降適用される番号単価について、以下のとおり算定しました。

番号単価

1 電話番号当り 6円/月（NTT東日本・西日本の合算番号単価）

（内訳）

NTT東日本に係る番号単価：1電話番号当り 3.52441362円/月

NTT西日本に係る番号単価：1電話番号当り 2.47558638円/月

今回算定した番号単価は、平成19年9月に番号単価の上昇を抑制するために当分の間の措置として改正された総務省令に基づき算定したもので、この番号単価は電話番号の総数の増減の見込み等を勘案し、半年に1回見直しを行います。

この番号単価により、平成20年1月以降の電話番号数に基づき、電気通信事業法第109条第1項及び第110条第2項の規定によりユニバーサルサービス制度に係る交付金、負担金の額を算定し、交付、徴収の所要の手続きを行うものであります。

算定方法

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第27条に基づき定められている総務省告示（平成18年総務省告示第429号）により、以下のとおり算定しております。

$$\begin{aligned} \text{・合算番号単価} &= \frac{\text{（NTT東日本・西日本の補てん対象額の合計額} \\ &\quad \text{+ 支援機関の支援業務に係る費用の額）}}{\text{平成19年6月末の算定対象電気通信番号の総数}} \div 12\text{月} \\ &= \frac{\text{（13,560,815,604円} \\ &\quad \text{+ 66,937,895円）}}{\text{183,207,518番号}} \div 12\text{月} \\ &= 6.1986873536\text{円} \\ &= 6\text{円（整数未満四捨五入）} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{・NTT東日本に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT東日本の補てん対象額}}{\text{NTT東日本・西日本の補てん対象額の合計額}} \\ &= 6\text{円} \times \frac{\text{7,965,653,876円}}{\text{13,560,815,604円}} \\ &= 3.52441362\text{円（小数点以下8位未満四捨五入）} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{・NTT西日本に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT西日本の補てん対象額}}{\text{NTT東日本・西日本の補てん対象額の合計額}} \\ &= 6\text{円} \times \frac{\text{5,595,161,728円}}{\text{13,560,815,604円}} \\ &= 2.47558638\text{円（小数点以下8位未満四捨五入）} \end{aligned}$$

* 平成20年7月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して、半年に1回見直しを行う予定です。

* NTT東日本とNTT西日本の番号単価

番号単価については、NTT東日本に係る番号単価が3,524,413.62円、NTT西日本に係る番号単価が2,475,586.38円と算出され、その合計額が6円となっています。これは、算定規則で交付金及び負担金の額は、適格電気通信事業者ごとに算定することとなっている（第5条及び第27条）ため、番号単価についても適格電気通信事業者ごとに異なります。

支援機関である社団法人電気通信事業者協会では、これらの関係規定に基づき、各接続電気通信事業者等から徴収する毎月の負担金の額を算定するにあたっては、適格電気通信事業者（NTT東日本・西日本）ごとに異なる番号単価を用いて計算することになります。

番号単価算定の基礎となっている金額及び番号数についての説明

1 NTT東日本・西日本の補てん対象額

(1) ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）の範囲は、電気通信事業法施行規則第14条で規定されていますが、補てんの対象となるユニバーサルサービスの具体的な範囲は、次のとおりです。

加入電話

- 1 加入者回線の維持等に係る基本料部分
- 2 加入電話に係る110番、118番、119番の緊急通報

第一種公衆電話（市街地ではおおむね500m四方に1台、それ以外の地域ではおおむね1km四方に1台を基準として、社会生活上の安全等のためにNTT東日本・西日本に設置が義務付けられている公衆電話）から利用可能な

- 1 市内通信
- 2 離島特例通信
- 3 110番、118番、119番の緊急通報

(2) ユニバーサルサービスは、「国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国の提供が確保されるべきもの」と電気通信事業法第7条で定められ、NTT東日本・西日本がユニバーサルサービス提供事業者である適格電気通信事業者として指定を受けています。

(3) 番号単価算定の基礎となっているNTT東日本・西日本の補てん対象額とは、この 及び のサービス提供に係る経費のうち、以下の額を対象とします。

加入電話

- 1の加入者回線（基本料）にかかる補てん対象額は、ベンチマーク方式により、全国の高コスト上位4.9%の回線について、全国平均コスト+2%の水準を上回る費用を対象としており、- 2の緊急通報は、当該地域の警察・消防等の指令センタまでの繋ぎ込み回線の費用を対象としています。

第一種公衆電話

上記 - 1 ~ - 3 の補てん対象額は全国の第一種公衆電話に係る費用と収入の差額を対象として赤字額約42億円が対象となっております。

以上により、加入電話及び第一種公衆電話に係る赤字額の合計約849億円のうちの補てん対象額の合計は、約136億円（正確には13,560,815,604円）となっております。

詳細は[別添資料](#)を参照ください。

2 支援機関の支援業務に係る費用の額

社団法人電気通信事業者協会の支援業務に係る費用の額は平成19年度予算額（平成19年3月29日総務大臣認可）7千4百万円のうち前期繰越金7百60万円を差し引いた6千7百万円（正確には66,937,895円）を計上しております。

詳細は、[別紙](#)の平成19年度予算書及び前期繰越金については、[別紙](#)の平成18年度収支決算書を参照ください。

3 平成19年6月末の算定対象電気通信番号数

負担金の納付事業者は

- ・電気通信事業法施行令第2条に規定する電気通信役務の売上高が10億円を超える電気通信事業者であって
- ・総務大臣から指定を受けた電気通信番号（算定規則別表11に掲げる電気通信番号に限る。）を最終利用者に付与している電気通信事業者

となっております。

従って算定対象電気通信番号の総数は、

- ・売上高が10億円を超える電気通信事業者53社の平成19年6月末の稼働番号の総数です。

以上

ユニバーサルサービス制度における番号単価の算定方法について

平成19年10月9日
社団法人 電気通信事業者協会
支援業務室

1. 平成18年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支表（基礎的電気通信役務収支表）について

- ・平成18年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支の状況は、NTT東日本で467億円、NTT西日本で382億円の赤字（東西計で849億円）となっている。
- ・ユニバーサルサービス制度の補てんは、この赤字の一部を対象とする。

平成18年度ユニバーサルサービス収支表（単位：百万円）

NTT東日本				NTT西日本		
	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益
加入電話	480,250	524,650	44,399	485,553	522,077	36,524
基本料	480,250	524,206	43,955	485,553	521,403	35,850
緊急通報	—	444	444	—	674	674
第一種公衆電話	1,540	3,813	2,273	823	2,537	1,713
市内通信	1,537	3,804	2,266	819	2,525	1,705
離島特例通信	2	7	4	3	9	6
緊急通報	—	1	1	—	2	2
合計	481,790	528,464	46,673	486,376	524,614	38,238
(参考)前年度	523,335	552,760	29,424	524,435	546,834	22,398
増減	41,544	24,296	17,248	38,059	22,219	15,840

2. ユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づく補てん対象額の算定について

- ・ L R I Cモデルに従って算定されたユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づき、補てん対象額を算定。

加入電話・基本料

<補てん対象額の算定方法>

「全国平均費用+標準偏差の2倍」(基準単価)をベンチマークとし、これを超える部分を補てん対象額とする。<ベンチマーク方式>

(提供エリア全体の収益・原価〔億円〕)

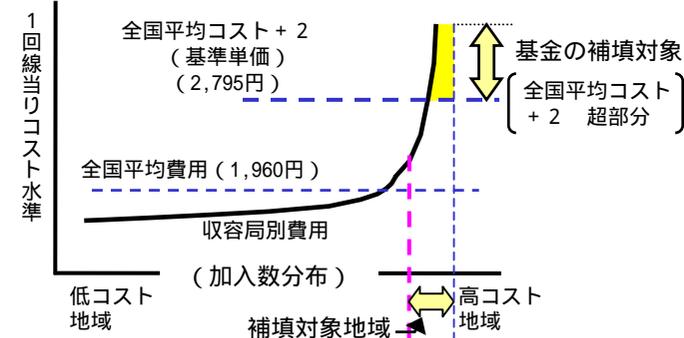
	収益	原価(報酬を含む)			赤字	(参考) 加入電話回線数 (万回線)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	4,789	3,638	1,557	5,195	406	2,225
NTT西日本	4,837	3,815	1,601	5,416	579	2,288
合計	9,626	7,453	3,158	10,611	985	4,513
(参考)前年度	10,404	7,681	3,532	11,213	809	4,862
増減	777	228	373	601	+176	349

(補てん対象の高コストエリアの原価〔百万円〕)

	補てん対象地域の 実績原価 (算定対象原価)	対象回線数に 基準単価を乗じた額 (基準原価)	基準単価を 下回る額	基準原価を 上回る額 (= - +)	(参考) 加入電話回線数 (万回線)
NTT東日本	37,017	34,692	3,445	5,770	103.4 <2.3%>
NTT西日本	38,571	39,482	4,385	3,473	117.7 <2.6%>
合計	75,587	74,174	7,830	9,243	221.1 <4.9%>

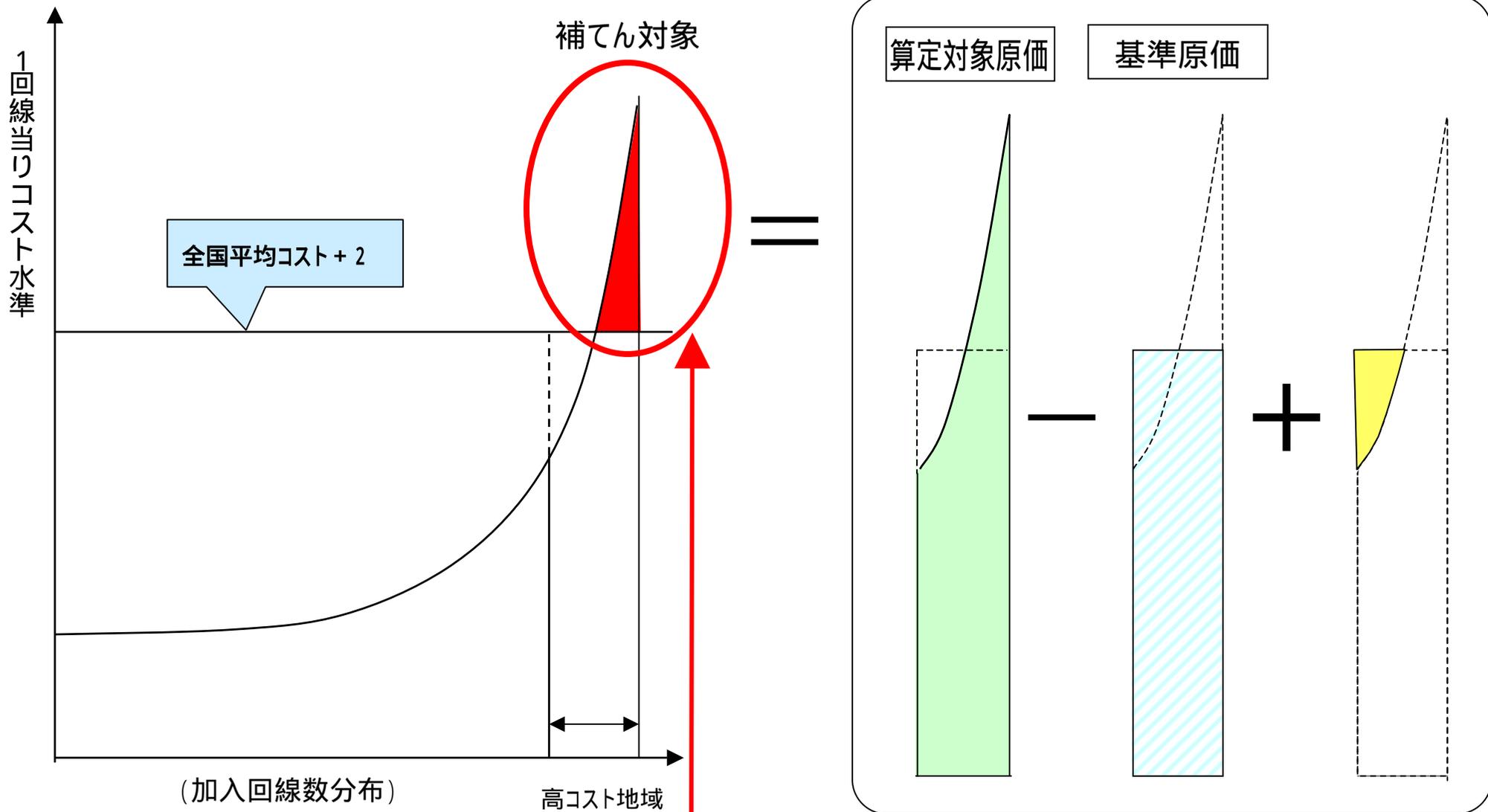
高コストから順に
4.9%を抽出

(参考)加入電話基本料の補てん対象額算定の仕組み



補てん対象額

【参考】基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第5条第1項第1号における
補てん対象額見直し後の算定方法のイメージ



第5条第1項第1号改正
算定対象原価が基準原価を上回る額(各算定対象加入者回線の加入者回線単価のうち、基準単価を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。)

加入電話・緊急通報

< 補てん対象額の算定方法 >

基本料の高コスト上位4.9%（東西計）の加入者回線数に対応した原価

（提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕）

	収益	原価（報酬を含む）			赤字	（参考） 加入電話回線数 （万回線）
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	—	453	3	456	456	2,225
NTT西日本	—	388	0	389	389	2,288
合計	—	842	3	845	845	4,513
（参考）前年度	—	988	3	990	990	4,862
増減	—	146	0	146	146	349

（補てん対象の高コスト4.9%エリアの原価〔百万円〕）

	補てん対象地域 に相当する原価	（参考） 加入電話回線数 （万回線）
NTT東日本	45	103.4 <2.3%>
NTT西日本	28	117.7 <2.6%>
合計	73	221.1 <4.9%>
（参考）前年度	83	238.2
増減	10	17.1

補てん対象額

第一種公衆電話(市内通信)

< 補てん対象額の算定方法 >
「原価 - 収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価 (報酬を含む)			原価 - 収益 (= 赤字額)	(参考) 第一種公衆電話 台数 (台)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	1,536	3,514	169	3,683	2,147	57,983
NTT西日本	819	2,810	94	2,904	2,085	50,672
合計	2,355	6,323	264	6,587	4,232	108,655
(参考)前年度	2,788	5,477	383	5,860	3,073	
増減	432	+ 846	119	+ 727	+ 1,159	

補てん対象額

第一種公衆電話(離島特例通信)

< 補てん対象額の算定方法 >
「原価 - 収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価 (報酬を含む)			原価 - 収益 (= 赤字額)	(参考) 第一種公衆電話 台数 (台)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	3	5	0	5	3	11,886
NTT西日本	4	11	0	11	8	2,620
合計	6	16	1	16	10	14,506
(参考)前年度	8	15	1	16	8	
増減	2	+ 1	0	+ 0	+ 2	

補てん対象額

第一種公衆電話・緊急通報

< 補てん対象額の算定方法 >
「原価 - 収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価 (報酬を含む)			原価 - 収益 (= 赤字額)	(参考) 第一種公衆電話 台数 (台)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	—	1	0	1	1	57,983
NTT西日本	—	1	0	1	1	50,672
合計	—	2	0	2	2	108,655
(参考) 前年度	—	2	0	2	2	
増減	—	0	+0	0	0	

補てん対象額

補てん対象額

(認可年度)

	H18年度	H19年度	H20年度
見直し前: 現行ベンチマーク 「全国平均費用」	152億円(実績)	195 - 275億円	280 - 380億円
見直し後: 修正ベンチマーク 「全国平均費用 + 2」	-	96 - 127億円	129 - 168億円

合算番号単価

	H18年度	H19年度	H20年度
見直し前	7円(実績)	9 - 13円	13 - 17円
見直し後	-	4 - 6円	6 - 8円

補てん対象額算定の前提

H19年度、H20年度の補てん対象額は、情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」(H17年10月25日)において推計したものを使用。

の算定上、公衆電話の補てん対象額、緊急通報の補てん対象額は、H18年度の補てん対象額(それぞれ、31億円、1億円)と同額とする。

合算番号単価の算出に用いた電気通信番号は、H19.1末現在の1億8,122万番号とする。